

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十九号）新旧対照表

改正後

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。）第二条第二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 平成二十七年改正法附則第七十九条第十四項又は第九十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第四十七条の第二項又は第六十八条の三十五第一項の規定

二 省略

三 平成二十九年改正法附則第六十七条第七項若しくは第九項又は第八十条第八項若しくは第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項第二号において「平成二十九年旧措置法」という。）第四十七条第一項若しくは第四十七条の第二項又は第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十五第一項の規定

四 省略

五 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項及び次項第五号において「令和二年改正法」という。）附則第八十四条又は第九十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和二年旧措置法」という。）第四十二条の十二の六第一項又は第六十八条の十五の七第一項の規定

改正前

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第四条 同上

一 平成二十七年改正法附則第七十九条第十二項若しくは第十四項又は第九十条第十二項若しくは第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第四十七条の第二項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）又は第六十八条の三十五第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

二 同上

三 平成二十九年改正法附則第六十七条第七項若しくは第九項又は第八十条第八項若しくは第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項第三号において「平成二十九年旧措置法」という。）第四十七条第一項若しくは第四十七条の第二項又は第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十五第一項の規定

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第九十四条第四項又は第一百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の第二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定

五 同上

六 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項及び次号において「令和二年改正法」という。）附則第八十四条若しくは第八十六条第二項若しくは第三項又は第九十八条若しくは第一百条第二項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和二年旧措置法」という。）第四十二条の十二の六第一項、第四十三条の第二第一項若しくは第四十四条の五第一項又は第六十八条の十五の七第一項、第六十八条の十七第一項若しくは第六十八条の

六 省 略  
七 省 略

八 令和三年改正法附則第五十条第五項若しくは第八項又は第六十六条第五項若しくは第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十七第一項若しくは第二項の規定

九 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第三十

九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十一

二 令第二条第十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 平成二十九年改正法附則第六十九条第十二項又は第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第六十五条の八（第九項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項を除く。）若しくは第六十五条の九又は第六十八条の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）若しくは第六十八条の八十の規定

三 省 略

四 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第四十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条（第二項から第四項まで、第八項、第十項及び第十二項を除く。）の規定

五 令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「令和二年改正前措置法」という。）第四

二十六第一項の規定  
七 同上  
八 同上

二 同 上

一 平成二十七年改正法附則第七十九条第八項若しくは第十二項又は第九十条第八項若しくは第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第四十五条第二項若しくは第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分に限る。）又は第六十八条の二十七第二項若しくは第六十八条の三十五第一項（同条第三項第二号に係る部分に限る。）の規定

二 同 上

三 平成二十九年改正法附則第六十九条第十一項又は第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第六十五条の八（第九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項を除く。）若しくは第六十五条の九又は第六十八条の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）若しくは第六十八条の八十の規定

四 同 上

五 令和三年改正法附則第五十条第五項若しくは第八項又は第六十六条第五項若しくは第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十

十二条の三の二の規定

六 令和二年改正前措置法第四十二条の四、第四十二条の六（第五項を除く。）、第四十二条の九（第四項を除く。）、第四十二条の十から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の四（第五項を除く。）、第四十二条の十二の五から第四十二条の十二の七まで、第四十三条から第四十八条まで、第五十二条の二（前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）及び第五十二条の三（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定

七 令和二年改正前措置法第五十五条（第三項から第六項まで、第十二項、第十三項、第十五項から第十七項まで、第十九項から第二十一項まで及び第二十三項から第二十五項までを除く。）、第五十五条の二（第二項から第五項までを除く。）、第五十六条（第二項から第五項まで、第九項、第十一項及び第十三項を除く。）、第五十七条の四（第三項から第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項を除く。）、第五十七条の四の二（第二項から第五項までを除く。）、第五十七条の五（第六項から第九項まで及び第十四項から第十六項までを除く。）、第五十七条の六（第三項から第六項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第五十七条の七（第四項から第七項まで、第十項及び第十一項を除く。）、第五十七条の七の二（第三項から第六項まで、第九項及び第十項を除く。）及び第五十七条の八（第三項から第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項を除く。）の規定

八 令和二年改正前措置法第五十八条（第四項から第七項まで及び第十一項から第十三項までを除く。）及び第五十九条の規定

九 令和二年改正前措置法第五十九条の二第一項（同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合に限る。）の規定

十 令和二年改正前措置法第六十条の規定

十一 令和二年改正前措置法第六十一条の規定

十二 令和二年改正前措置法第六十一条の二（第二項から第五項まで及び第七項を除く。）及び第六十一条の三の規定

十三 令和二年改正前措置法第六十四条、第六十四条の二（第九項から第十二項までを除く。）、第六十五条から第六十五条の五の二まで、第六十五条の七（第四項及び第十二項を除く。）、第六十五条の八（第九項

七第一項若しくは第二項の規定

から第十二項まで、第十四項及び第十五項を除く。）及び第六十五条の九から第六十六条の二までの規定

十四 令和二年改正前措置法第六十六条の十から第六十六条の十一の二まで、第六十六条の十一の三（第三項を除く。）、第六十六条の十一の四、第六十六条の十三（第五項から第十一項までを除く。）、第六十七条から第六十七条の三まで、第六十七条の四（第十一項を除く。）、第六十七条の五、第六十七条の六、第六十七条の七、第六十七条の十四第一項、第六十七条の十五第一項、第六十八条の三の二第一項及び第六十八条の三の三第一項の規定

十五 令和二年改正前措置法第六十八条の八の規定

十六 令和二年改正前措置法第六十八条の九、第六十八条の十一（第五項を除く。）、第六十八条の十三（第四項を除く。）、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の五（第五項を除く。）、第六十八条の十五の六から第六十八条の十五の七まで、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十五、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで、第六十八条の四十（前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）及び第六十八条の四十一（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定

十七 令和二年改正前措置法第六十八条の四十三（第三項、第四項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項を除く。）、第六十八条の四十四（第二項及び第三項を除く。）、第六十八条の四十六（第二項及び第三項を除く。）、第六十八條の五十四（第二項から第四項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第六十八條の五十四の二（第二項及び第三項を除く。）、第六十八條の五十五（第六項から第九項まで及び第十五項から第十七項までを除く。）、第六十八條の五十六（第三項から第六項まで、第十三項及び第十五項を除く。）、第六十八條の五十七（第四項、第五項及び第八項から第十

六 令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「四年旧効力措置法」という。）第六十八条の八の規定

七 四年旧効力措置法第六十八条の九、第六十八条の十一（第五項を除く。）、第六十八条の十三（第四項を除く。）、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の五（第五項を除く。）、第六十八條の十五の六から第六十八條の十五の七まで、第六十八條の十六から第六十八條の二十まで、第六十八條の二十四、第六十八條の二十七、第六十八條の二十九、第六十八條の三十一、第六十八條の三十三、第六十八條の三十五、第六十八條の三十六、第六十八條の四十（前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）及び第六十八條の四十一（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定

八 四年旧効力措置法第六十八条の四十三（第三項、第四項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項を除く。）、第六十八條の四十四（第二項及び第三項を除く。）、第六十八條の四十六（第二項及び第三項を除く。）、第六十八條の五十四（第二項から第四項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第六十八條の五十四の二（第二項及び第三項を除く。）、第六十八條の五十五（第六項から第九項まで及び第十五項から第十七項までを除く。）、第六十八條の五十六（第三項から第六項まで、第十三項及び第十五項を除く。）、第六十八條の五十七（第四項、第五項及び第八項から第十

- 十一項までを除く。）、第六十八条の五十七の二（第三項、第四項及び第七項から第十項までを除く。）及び第六十八条の五十八（第三項から第五項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）の規定
- 十八 令和二年改正前措置法第六十八条の六十一（第四項、第五項及び第十項から第十二項までを除く。）及び第六十八条の六十二の規定
- 十九 令和二年改正前措置法第六十八条の六十二の二第一項（同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合に限る。）の規定
- 二十 令和二年改正前措置法第六十八条の六十三の規定
- 二十一 令和二年改正前措置法第六十八条の六十三の二の規定
- 二十二 令和二年改正前措置法第六十八条の六十四（第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。）及び第六十八条の六十五の規定
- 二十三 令和二年改正前措置法第六十八条の七十、第六十八条の七十一（第十項から第十三項までを除く。）、第六十八条の七十二から第六十八条の七十六の二まで、第六十八条の七十八（第四項及び第十二項を除く。）、第六十八条の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）、第六十八条の八十、第六十八条の八十一、第六十八条の八十四及び第六十八条の八十五の規定
- 二十四 令和二年改正前措置法第六十八条の九十四から第六十八条の九十六の二まで、第六十八条の九十八（第六項から第九項までを除く。）、第六十八条の九十九から第六十八条の百一まで、第六十八条の百二（第十二項を除く。）、第六十八条の百三及び第六十八条の百四の規定

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条第一項に二号を加える改正規定（第九号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定 令和五年四月一日
- 二 第四条第二項第七号の改正規定（「第六十八条の二十四」の下に「、第六十八条の二十五」を加える部分に限る。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

- までを除く。）、第六十八条の五十七の二（第三項、第四項及び第七項から第十項までを除く。）及び第六十八条の五十八（第三項から第五項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）の規定
- 九 四年旧効力措置法第六十八条の六十一（第四項、第五項及び第十項から第十二項までを除く。）及び第六十八条の六十二の規定
- 十 四年旧効力措置法第六十八条の六十二の二第一項（同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合に限る。）の規定
- 十一 四年旧効力措置法第六十八条の六十三の規定
- 十二 四年旧効力措置法第六十八条の六十三の二の規定
- 十三 四年旧効力措置法第六十八条の六十四（第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。）及び第六十八条の六十五の規定
- 十四 四年旧効力措置法第六十八条の七十、第六十八条の七十一（第十項から第十三項までを除く。）、第六十八条の七十二から第六十八条の七十六の二まで、第六十八条の七十八（第四項及び第十二項を除く。）、第六十八条の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）、第六十八条の八十、第六十八条の八十一、第六十八条の八十四及び第六十八条の八十五の規定
- 十五 四年旧効力措置法第六十八条の九十四から第六十八条の九十六の二まで、第六十八条の九十八（第六項から第九項までを除く。）、第六十八条の九十九から第六十八条の百一まで、第六十八条の百二（第十二項を除く。）、第六十八条の百三及び第六十八条の百四の規定

三 第四条第二項第七号の改正規定（「、第六十八條の三十五、第六十八條の三十六」を「から第六十八條の三十六まで」に改める部分に限る。）  
〔農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日〕

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（令和二年改正法附則第四百一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第四条第一項第九号の規定は、法人の令和五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。